

札幌市立柏中学校 いじめ防止基本方針

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

国においては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号。以下「いじめ防止法」という。)を制定し、その法律に基づき「いじめの防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)」を示しました。本校においては、いじめ防止法第13条の規定に基づき、「国の基本方針」及び「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえて、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針として、「札幌市立柏中学校 いじめ防止基本方針」をここに策定いたします。

すべての生徒がいじめに向かわないよう、また、いじめられたときには誰かに相談できるよう、そして安心して日々の生活を送ることができることを目的として、いじめを許さない学校づくりを基盤にした具体的な取組について示すとともに、いじめの未然防止、早期発見の在り方や、いじめられている子どもの気持ちに配慮した学校体制の在り方について明確化し、学校全体でいじめ防止に取り組んでまいります。

2. 基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止法では、以下のとおりいじめを定義している。

<いじめの定義>

「いじめ」とは、児童等※に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

また、国の基本方針では、以下のように記載されている。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。(中略)

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。(中略)

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

国の基本方針では、以下のとおり、いじめの防止等の基本理念を掲げている。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

国が掲げるいじめ防止等に関する基本理念は普遍的なものであり、本校のいじめ防止等に係る基本的な考え方と一致している。

3. いじめ防止等の対策のための組織の設置

(1) いじめ防止対策委員会（学校いじめ対策組織）の設置と構成

- ① 組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督下で行う。
- ② 構成員については、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教育相談係、各学年主任、特別支援学級主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係の教職員（個々のいじめの防止・早期発見・対応に当たって関係の深い教職員等、必要に応じて追加）
- ③ 定例の会議を月に一回開催し、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を把握する。
- ④ いじめの疑いを把握した場合は、いじめ防止対策委員会で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催し、情報を迅速に共有するとともに、関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

(2) いじめ防止対策委員会の役割

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たり、以下のような役割を担う。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- いじめであるかどうかの判断を組織的に行うために、情報の収集と記録、共有を行う役割。教職員はささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに当該組織に報告・相談する。
- いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う役割

4. 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、生徒の尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- いじめの防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 本校の特色である性教育を活かしながら、教育活動全体を通じて、命の大切さや多様性について学び、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- 教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを教職員は認識し、いじめを積極的に認知する。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

いじめの早期発見のために、具体的に、以下のような対策を行う。

- ① 1人1台端末の「心の健康観察」アプリ『シャボテンログ』の積極的な活用
- ② 日常的な観察や声かけ等の関わり、出席状況の確認等により、生徒の変容を見いだす。
- ③ 年一回の「悩みやいじめに関するアンケート調査」(11月)の実施。調査結果の分析及び取組の検証。
- ④ 定期的な教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい相談体制を整える。
- ⑤ 相談窓口の周知

< 柏中学校におけるいじめに関する相談窓口 >

生徒・保護者からの相談・情報提供 : 学級担任・養護教諭・その他関係のある教職員
スクールカウンセラー(心の専門家)
スクールソーシャルワーカー(社会福祉の専門家)

その他、公共の相談窓口

- ・ いじめ電話相談(札幌市教育委員会少年相談室) : ☎ 0120-127-830【通話料無料】
- ・ 24時間子供SOSダイヤル【全国共通】 : ☎ 0120-0-78310【通話料無料】
- ・ 子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」
子ども専用相談窓口 : ☎ 0120-66-3783【通話料無料】 LINE 相談も有り
大人用 : ☎ 011-211-3783
- ・ 少年相談 110 番(北海道警察本部) : ☎ 0120-677-110【通話料無料】

地域の方からの相談・情報提供 : 柏中学校 ☎ 011-521-2341

いじめの早期発見のために、学校外でいじめの疑いがある場面を見かけたり、いじめを疑うような情報をキャッチしたりした場合、情報提供をお願いいたします。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした

態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

① 事実関係の確実な把握といじめの認知

- 確認した事実関係に基づいて、いじめ防止対策委員会において、いじめの認知の判断を行う。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

② いじめられている生徒への対応

- 事実関係の聴取を行う際に、自尊感情を損なうことのないよう配慮する。
- 養護教諭、スクールカウンセラー等と十分に相談しながら、心のケアに努める。
- 見守りなどの確実な安全確保と教育相談の計画を立て、いじめられた生徒が安心して学校生活を送ることができるように留意する。
- いじめられた生徒に希死念慮が生じるなど、命の危険が心配される場合には、保護者とも確認の上、専門機関と連携して対応する。

③ いじめている生徒への対応

いじめている側の生徒には、相手の苦しみを理解させるとともに、自分の行為や責任を自覚させる指導をする。また、思いやりの心を大切にするような指導を通し、二度と同じことを繰り返さないようにする。

- いじめられている生徒の気持ちを理解できるような指導
- いじめに至った要因を探る指導
- 自分の行為を見つめ直させる指導
- 温かい人間関係づくりの大切さを実感させる指導

④ 周囲の生徒への対応

- いじめられている生徒の心の苦しみを理解させる。
- 再発防止に向けた指導を行う。

⑤ 関係保護者との連携

【いじめられている生徒の保護者への対応】

保護者の心情を十分に理解するとともに、学校の指導方針を説明し、「子どもを守る」という姿勢の下で信頼関係をつくる。

- 誠意ある迅速な対応。家庭訪問等により、その日のうちに保護者に事実関係を伝える。
- 子どもの心のケアを最優先に考え、生徒や保護者の支援を継続する。

【いじめている生徒の保護者への対応】

事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

⑥ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- インターネット上の不適切な書き込み等については、瞬時に多数の者の情報が拡散するという被害の拡大を避けるため、事実関係を記録した上で、直ちに削除する措置を取る。
- 名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、いじめを受けた生徒又はその保護者が、当該いじめに係る情報の削除をプロバイダ等に求め、又は発信者情報の開示を請求するなど、必要な

措置を講じることができるよう、助言や支援を行う。

⑦ 教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもたちが育ち学ぶ施設等との連携

- 生徒に関わるいじめを把握した際、軽微なものを除き文書で速やかに教育委員会に報告し、必要に応じて対応について協議する。
- 犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設と連携して対処する。
- 塾やスポーツクラブ、児童会館等の学校外でいじめが発生した場合は、可能な限り関係者とも連携を図って対応する。

⑥ いじめの解消・再発防止

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、いじめ防止対策委員会において行う。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、継続して被害生徒及び加害生徒の観察を行い、随時必要な支援を行う。また、再発防止に向けて、関係する保護者と連携して、指導と見守りを行う。

5. 重大事態への対処

学校においていじめの重大事態が発生した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」及び「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）」に基づいて、事実関係を明確にするための調査を行い、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に努める。

(1) 重大事態とは

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
具体的には次の様なケースなどが想定される。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、不登校の定義※を踏まえ、年間30日を目安とする。

※ 不登校の定義：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義。何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。また、被害生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応

いじめ防止対策推進法における重大事態発生時の対応フロー

<学校> 重大事態の発生

(1) 重大事態発生の報告

- 学校から札幌市教育委員会へ
- 教育委員会から札幌市長へ

(2) 調査主体の判断

- 教育委員会が経緯や事案の特性等により総合的かつ慎重に判断

学校に弁護士等の専門家を加えた
調査組織による調査

教育委員会の附属機関による調査
(札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会)

(3) 調査の実施

- 事実関係を可能な限り網羅的に明確にする

(4) 調査結果の提供・報告

- 教育委員会又は学校からいじめられた生徒及び保護者に対し情報提供
- 情報提供後、教育委員会から速やかに市長に報告
- いじめられた生徒又はその保護者からの調査報告書に対する所見をまとめた文書があれば調査結果に添付

必要に応じた再調査の実施

- 市長が必要と認めるときには「札幌市子ども・子育て会議」において再調査を実施

(5) 調査結果の公表

- 国のガイドラインに基づき調査結果を公表

再調査結果の提供・報告

- 再調査の結果を、いじめられた生徒及び保護者に対し情報提供
- 市長から議会に再調査の結果を報告

(6) 調査結果・再調査の結果を踏まえた再発防止に係る措置

- 市長及び教育委員会は、同種の事態の発生防止のための必要な措置を実施

(7) 学校と教育委員会における取組の検証

- 調査結果等による再発防止策等の提言が実行されているか、検証を行う。
- 教育委員会は、学校及び教育委員会の再発防止の取組状況を札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会に報告し、必要な改善を図る。